

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市における観光振興財源の確保に向けた提言書

観光振興財源検討有識者会議設置規則に基づき、委嘱を受けた宿泊事業、観光関係、経済団体、旅行者、学識経験者の10名をもって設置された「観光振興財源検討有識者会議」は、計5回にわたる会議を開催し検討会を行ってまいりました。

今日、富良野市の財政運営については、人口減少・少子高齢化に伴う税収減少、高齢化に伴う扶助費等の義務的経費増加による財源不足等、たいへん厳しい財政運営が予測される状況の中で、国内外から山岳・農村田園景観観光地として注目される富良野市の観光事業が、持続・継続的にあり続けるためには、安定的な観光財源の確保が必要不可欠であるとの結論で一致いたしました。

なお、財源確保後の使途・運用、制度設計について多くの意見が出されましたので附帯意見として取りまとめ提言させていただきます。

結びとなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世界的に旅行需要が落ち込み、宿泊事業者や観光事業者は大きな影響を受けております。宿泊税は必要なものでありますが、関係者を交えた具体的検討を始める時期や、制度の導入時期については、今後の市場動向をふまえ、判断いただきたいことを申し添え、提言します。

令和2年3月30日

観光振興財源検討有識者会議

会 長 藤 田 均

富良野市における観光振興財源の確保に向けた提言書

1. 富良野市における観光振興財源の必要性

人口減少・少子高齢化が進行することに伴い、税収の減少、高齢化に伴う扶助費の上昇による義務的経費が増加すれば、その反面、投資的経費への予算配分の減少、とりわけ観光費が減少せざるを得ないことも予想される。「FURANO VISION 2030 (2019年3月)」では、基本目標である「オールシーズン「滞在型」の国際観光地へ」の実現に向け、体制づくりと、新たな独自財源の確保の必要性が示されている。将来において富良野市が観光地としてあり続け、住民が将来にわたり富良野市に住み続けることができるためにも、安定的な観光財源を確保し、かつ世界水準の受け皿づくりを同時並行で行っていくことは必要不可欠であるとの結論で一致した。

2. 観光振興財源の種類について

本会議では、複数の財源確保のあり方について検討を行った。

その中で、観光客から一定の理解は得られている（「富良野市宿泊税に関するアンケート調査」結果で7.1%が「積極的に支払いたい」。半数以上の56.1%が「金額、用途によっては支払っても良い」と回答）法定外目的税である宿泊税が最も条件に合致しているとの結論で一致した。

3. 目標税収額と使途・運用について

(1) 目標税収額

- ・事業を計画的かつ持続的に実施していくためには年間1億3千万円程度の税収が必要である。

(2) 使途・運用について

- ・特に富良野市全体の魅力を高めるために必要な取り組み、新規事業、拡充すべき既存事業、緊急性の高い事業などに使用すべきである。
- ・徴収人件費に充てる財源については、なるべく早い段階でシステムの充実を図るとともに既存の職員での対応を検討し、必要以上の充当とならないよう配慮すべきである。
- ・観光関連組織の充実や専門人材の確保のための経費へ充当する必要性は認められるが、既存の人件費へ充てるべきでない。
- ・税収については「(仮称) 富良野市観光振興基金」に積み立て、その年に必要な経費のみを切り崩して使用すべきである。
- ・市と地元関係団体で構成する「(仮称) 富良野市観光振興基金活用検討協議会」を立ち上げ、前年度事業の検証と翌年度の使途を検討すべきである。
- ・入湯税、ふるさと納税など既存の税の使途と重複することがないよう差別化・調整すべきである。
- ・初回は導入3年後に、以降は5年ごとに宿泊税制度の枠組みや使途などの検証・見直しを行うこととし、条例には、その旨を規定することが望ましい。

4. 宿泊税の制度設計について

(1) 課税客体について

- ・課税客体としては富良野市内に所在する、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為とする。

(2) 免税点について

- ・ 全ての観光客（宿泊客）の方に公平に負担をいただくため免税点は設けない。

(3) 課税免税について

- ・ 公益性が認められる、学校教育事業「修学旅行及び研修旅行」については課税免税とする。

(4) 税額について

北海道との二重課税も想定される中で、安価な宿泊料金の宿泊施設への影響や、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経済停滞を懸念する意見もあったことから、有識者会議としては、具体の税額を提言するまでには至らなかった。税額については、この提言をもとに、今後、北海道との調整や地元宿泊事業者の意見聴取を経た上で、市としての案を決定いただきたい。

ただし、

- ・ 年間1億3千万円程度の税収が望ましく、概ね1人1泊200円の確保が必要である。
- ・ 定額制で導入することが望ましい。
定率制での徴収では、1) 現行ホテル会計システムが定率制に対応していない。2) 季節変動が激しい状況において食事代を抜いた宿泊費を毎回算出することが煩雑である。3) 道の宿泊税（定額制を検討）との兼ね合いから申告事務が複雑化。
- ・ 一定の宿泊費に応じて税額を設定する段階設定については、シンプルな一律の額設定にしておくことが望ましいが、特に安価な宿泊施設も同様の税額とすることに対しては多くの意見があるため、目標金額の確保に向けては、段階設定も含めて検討していただきたい。
- ・ 安価な宿泊価格を設定している中小企業者に対する政策的支援を求める意見もあり、あわせて検討していただきたい。

(5) その他

- ・ 宿泊税導入後において入湯税の減額はしない。（入湯税対象施設4施設：令和2年1月31日現在）

5. 今後について

(1) 特別徴収義務者への説明と意見交換について

特別徴収義務者（宿泊事業者）に対しては、宿泊事業者自身がしっかりと理解・納得して徴収事務にあたることができるようにするためにも、改めて、宿泊事業者へ説明・意見交換の場を設けていただきたい。（2019年9月に数軒の事業者に対し説明やヒアリング実施）

(2) 北海道との調整について

道との調整にあたっては、道と富良野市との役割分担（使途の棲み分け）、富良野市として掲げている取り組みを計画的に実施していくために必要な税収額の確保、宿泊客の負担などを考慮し、協議を重ねていくことが望ましい。